福岡市公報

令和６年３月29日　号外第６号

発　行　所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福 岡 市 役 所

（総務企画局行政部法制課）

発行日　毎週月・木曜日

—目　　次—　　ページ

規　　則

○福岡市立霊園条例施行規則の一部改正（第72号）…… 1

○福岡市公園条例施行規則の一部改正（第73号）…… 1

○福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例施行規則の一部改正（第74号）…… 4

規　　則

福岡市立霊園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月29日

福岡市長　　髙　　島　　宗 一 郎

福岡市規則第72号

福岡市立霊園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市立霊園条例施行規則（昭和30年福岡市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第14条中「810円」を「1,150円」に改める。

第14条の３を第14条の４とし、第14条の２を第14条の３とし、第14条の次に次の１条を加える。

（使用料の算定方法）

第14条の２　条例第19条第３項に規定する使用料は、次に定めるところにより算定する。

(1)　一時使用期間が１月未満であるとき、又はその期間に１月未満の端数があるときは、これらを１月として算定する。

(2)　使用面積が0.01平方メートル未満であるとき、又はその面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その全面積又はその端数の面積を切り捨てて算定する。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

福岡市公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月29日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第73号

福岡市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市公園条例施行規則（昭和33年福岡市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第13条第３号を次のように改める。

⑶　表示面積（看板、幕その他これらに類するものの表示部分の面積をいう。別表第７において同じ。）、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて算定する。

第16条中「ものとする」を「とともに福岡市ホームページに掲載するものとする」に改める。

別表第１の３須崎公園の項を削る。

別表第２須崎公園の部を削る。

別表第３須崎公園の項を削る。

別表第４野外音楽堂の部を削る。

別表第７占用料の欄を次のように改める。

占　用　料
4,500円
5,200円
890円
5,200円
Ａに0.005を乗じて得た額
Ａに0.009を乗じて得た額
Ａに0.011を乗じて得た額
4,150円
5,200円
1,150円

1,150円
6,090円
30,530円
780円
4,060円
650円

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　令和６年度以降の各年度において、この規則の施行の日前から継続して都市公園法（昭和31年法律第79号）第６条第１項又は第３項の規定に基づく許可（以下「占用許可」という。）により公園を占用している物件について、この規則による改正後の福岡市公園条例施行規則別表第７の規定により算定した占用料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に1.15を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下この項において「調整後の占用料の額」という。）を超えることとなる間は、当該物件に係る占用料の額は、調整後の占用料の額とする。

⑴　令和６年度　当該物件についてこの規則による改正前の福岡市公園条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第12条の規定により算定した占用料の額

⑵　令和７年度以降の各年度　当該物件について当該年度の前年度においてこの項の規定の適用により納入すべきものとされた占用料の額

3　前項の規定にかかわらず、令和６年度以降の各年度において、平成25年９月１日前から継続して占用許可を受けて清流公園における屋台営業を行っている者の屋台について、改正後の規則別表第７の規定により算定した清流公園に設けられる屋台の占用料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に1.15を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下この項において「調整後の占用料の額」という。）を超えることとなる間は、当該屋台に係る占用料の額は、調整後の占用料の額とする。

⑴　令和６年度　当該屋台について改正前の規則第12条の規定により算定した占用料の額

⑵　令和７年度以降の各年度　当該屋台について当該年度の前年度においてこの項の規

定の適用により納入すべきものとされた占用料の額

福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年３月29日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市規則第74号

福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例施行規則（昭和46年福岡市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第９条第３号を次のように改める。

⑶　表示面積（看板、幕その他これらに類するものの表示部分の面積をいう。別表第３において同じ。）、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて算定する。

別表第３占用料の欄を次のように改める。

占　用　料
4,500円
5,200円
890円
5,200円
4,150円
5,200円
1,150円
1,150円
6,090円
30,530円
780円
650円

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　令和６年度以降の各年度において、この規則の施行の日前から継続して福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例（昭和46年福岡市条例第36号）第11条第１項の規定に基づく許可によりレクリエーションセンターを占用している物件等について、この規則による改正後の福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例施行規則別表第３の規定により算定した占用料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に1.15を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下「調整後の占用料の額」という。）を超えることとなる間は、当該物件等に係る占用料の額は、調整後の占用料の額とする。

⑴　令和６年度　当該物件等についてこの規則による改正前の福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例施行規則第８条の規定により算定した占用料の額

⑵　令和７年度以降の各年度　当該物件等について当該年度の前年度においてこの項の規定の適用により納入すべきものとされた占用料の額

印刷所 松影堂印刷株式会社

この印刷物は再生紙を
使用しています